

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・市町検討会

1. 日時・場所

平成29年5月24日（水）15:30～17:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 都・市町検討会の設置

(2) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

(3) その他

4. 配布資料

議事次第

資料1 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」検討体制

資料2 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」都・区市町策定検討会議設置要綱

資料3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

5. 議事録（質疑）

町田市

- ・平成30年度末を予定している基本方針の策定に向けて、用途地域の境界線が都市計画道路に関係する場合の取扱い等の関連計画への影響確認には、事前調査等多くの作業が予想される。具体的な路線が定まらない状態では調整が難しいと考えるがいかがか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・検討主体ごとに都及び区市町がそれぞれ作業を進めていく予定であり、今後調整していく。

武蔵野市

- ・市施行路線及び事業検討主体となる路線については、市でも個別に検討していこうと考えており、本検討との整合を図りながら進めていくために適宜協議をお願いしたい。

- ・概成道路について、基本的には一定の道路交通機能が確保されているものの、歩行者及び自転車の通行空間の確保が不十分であると認識している路線もあるため、本検討にあたり地元市の意向も考慮してほしい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・地元市の検討内容と本検討の整合性については、引き続き調整を行っていく予定である。
- ・概成道路については、検討フローにもあるとおり、地域の実情を踏まえて総合的に判断することになる。

三鷹市

- ・検討主体を定めるにあたって、これまでは幅員に関わらず都と市町で適宜協議を行いながら決定してきたということを考慮してほしい。
- ・路線ごとの将来交通量を踏まえ、シミュレーションしながら必要性の議論をしていくことが重要であると考えている。
- ・市の地域防災計画の中で、都市計画道路が延焼遮断帯の役割を担う防災ブロック形成を位置付けているため、今後このような防災の視点も位置付けを明確にしながら検討を進めていく必要があると考えている。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・検討主体を定めるにあたり、区部における都区制度改革実施大綱のようなものは多摩地域にないため、都市計画法を基に調整しながら決定していきたいと考えている。
- ・将来交通量や防災の視点については、第四次事業化計画の中で既に検証されているため、それらを基に本検討を行う。

小金井市

- ・本検討により都市計画変更を行うと位置付けられた路線は、あくまで今後都市計画変更を行っていく候補路線という位置付けであり、その後各検討主体が地元説明等を行い、合意を得た後に手続を行うという考え方でよいか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・そのとおりである。

立川市

- ・検討主体の決定は、施行主体と関連する重要な議論になるが、本検討の中でどこまで決めていくのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・検討主体に加え施行者も決定できると望ましいが、多大な調整や期間を要すると想定されるため、本検討では、少なくとも検討主体は決定していきたい。

武蔵野市

- ・検討主体について、決められるものだけ決めるという認識か。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・基本は都及び市町の相互納得の上、全て決定していきたいと考えているが、どうしても決まらない路線については都が検討主体になることも想定される。

青梅市

- ・本検討の対象路線と、第四次事業化計画における計画内容再検討路線については、都市計画手続きの時期は異なるのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・本検討の対象路線と、第四次事業化計画における計画内容再検討路線については、検討内容等について整合を図りながら進めていく。
- ・都市計画手続きの時期は、地元の状況に応じて丁寧に進めていく必要があり、一定の配慮が必要であると考えている。

都市整備局都市基盤部街路計画課長

- ・本検討の対象路線と計画内容再検討路線については、密接な関係性があるため、慎重に扱わなければならないと考えており、整合を図って議論していく。

狛江市

- ・検討主体の決定に関連して、都道と市道が過去にどのような経緯があって決定されたのか把握していれば教えてほしい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・路線ごとに様々な経緯があったと考えられる。

都市整備局都市基盤部長

- ・広域的な見地か否かについて議論はしていると思われるが、改めて確認できるものについては確認していきたい。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・市町検討会 東京都 名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・市町検討会 市町名簿

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部 参事(まちづくり調整担当)	
三鷹市	都市整備部 広域まちづくり等担当部長 まちづくり推進課長事務取扱	
青梅市	建設部 土木課長	
府中市	都市整備部 まちづくり担当副参事兼計画課長	(代理)
昭島市	都市計画部 都市計画課長	
調布市	都市整備部 副参事兼街づくり事業課長	
町田市	都市づくり部 都市政策課長	
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	(代理)
日野市	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	
東大和市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	
多摩市	都市整備部 都市計画課長事務取扱面整備担当部長	
稲城市	都市建設部 都市計画課長	
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 建設課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	
日の出町	まちづくり課長	(欠席)